講評

基本的概念、例えば「同意傷害」について、その概念を正確に理解するとともに、「何が問題なのか」、さらに実定法の解釈として、202条との関係をどう考えるか等について、判例を踏まえつつ論じることが期待されているのであるが、基本判例についての言及がないものが多かった。更に、自己損傷行為の教唆について共犯処罰の根拠論との関係を問うている点については、言及された解答がほとんどなく、枝葉にわたる単なる知識の詰め込みではなく、原理原則に立ち返った骨太な理解が求められる。

刑法 第2問

講評

第2問目は、エレベーターのかご部分への放火行為について、エレベーターのかご自体は人が起居する場所ではないため、エレベーター部分を含むマンション全体を 1 個の現住建造物として扱い、現住建造物等放火罪の成立を認めてよいかが問題となる。また、X の放火行為によって生じた結果は、エレベーター内部の壁紙の損傷と毒ガスの発生だけであることから、現住建造物放火罪はいまだ既遂に至らず、未遂にとどまるのではないかが問題となる。この2つが大きな論点であるが、論点がどちらか一つに偏ってしまう答案が多くみられた。両方の論点について、ほぼ同量の記述をしてほしかった。

建造物の一体性の問題に関しては、最高裁平成元年7月14日決定(平安神宮事件)が有名であり、また本件同様、マンションのエレベーターのかご内に放火して、その壁面の一部を燃焼させた事案として、最高裁平成元年7月7日決定がある。判例を引用することが求められているのであるから、これの最高裁決定に言及するのが望ましい。残念ながら、最高裁決定に言及する答案は少なかった。もっとも最高裁決定には言及していないものの、物理的一体性と機能的一体性、あるいは延焼可能性に言及している答案は多くみられ、この点は高く評価できる。

現住建造物放火罪の既遂時期について、判例・通説は、火が媒介物を離れて、目的物が独立に燃焼を継続するに至った状態と解する独立燃焼説を採る。この点には必ず触れてほしい。また効用喪失説にも言及することは必要である。重要部分燃焼開始説(燃え上がり説)や、一部毀棄説にも言及する答案があり、この点は高く評価したい。また、不燃性・難燃性建造物に特有の問題点に言及してある答案もあり、この点は評価できる。